

決戦教育措置要綱

~~第~~

昭和二三 三一八 閣議決定

第一 方針

現下緊迫セル事態ニ即應スル爲ニ學徒ヲシテ國民防衛ノ一環ヲシムル  
ト共ニ眞學生産ノ中核ヲラシムル爲左ノ措置ヲ講スルモノトス

第二 措置

一 全學徒ヲ食糧増産、軍需生産、防空防衛、重要研究其ノ他直接決  
戦ニ緊要ナル業務ニ總動員ス

二 右目的達成ノ爲國民學校初等科ヲ除キ學校ニ於ケル授業ハ昭和二十  
十年四月一日ヨリ昭和二十一年三月三十一日ニ至ル期間原則トシテ  
之ヲ停止ス但シ此ノ期間中ト雖モ情況之ヲ許ス勅命ハ此ノ限ヲ在ラ

ズ

國民學校初等科ニシテ特定ノ地域ニ在ルモノニ對シテハ昭和二十年  
三月九日閣議決定學童疎開強化要綱ノ趣旨ニ依リ措置ス

（註）授業ヲ停止スル學校イハレハ學校工務トスルモノノ外緊需ナ

0873

々用達ニ轉用スルモノトス

三、學徒ノ勤員ハ教職員及學徒ヲ打ツテ一丸トスル學徒隊ノ組織ヲ以テ之ニ當リ其ノ編成ニ付テハ所要ノ措置ヲ講ス但シ戰時重要研究ニ従事スル者ハ研究ニ専念セシム

四、勤員中ノ學徒ニ對シテハ農村ニ在ルカ工場事業場等ニ就業スルカニ際シ勞作ト緊密ニ連絡シテ學徒ノ勉學修養ヲ適切ニ指導スルモノトス

五、進級ハ之ヲ認ムルヲ進級ニ付テハ加ニ之ヲ定ム

六、戰爭完遂ノ爲特ニ緊要ナル專攻學科ヲ修メシムルヲ要スル學徒ニ對シテハ學校ニ於ケル授業ト亦之ヲ繼續實施スルモノトス但シ此ノ場合ニ在リテハ能フ限り短期間ニ之ヲ完了セシムル措置ヲ講ス

七、本要綱實施ノ爲速ニ戰時教育令(假稱)ヲ制定スルモノトス

備考

一、文部省所管以外ノ學校、養成所等モ亦本要綱ニ準シテ之ヲ指導スルモノトス

三 第二項本文ハ第一項ノ勤員下台アリタルモノヨリ逐次之ヲ適用ス  
 三 昼夜ニ於テ授業ヲ停止スルモノニ在リテハ授業料ハ之ヲ徴集セス  
 生徒隊費具ノ他昼夜經營ニ要スル經費ニ付テハ生徒勤勞報償及國  
 庫負擔ニ依リ支辨セシムルトス

四 別送表身奉公隊ノ假借ヲガ記録サレル場合ニ於テ學在隊ガ委員  
 各隊ノ目的トスル業務ヲ出勤スル場合ニ在リテハ其ノ寸數トシテ  
 勤スルトス

0875